

社会福祉法人仁田尾福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人仁田尾福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁田尾福祉会の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 役員とは理事、監事をいい、評議員を併せて役員等という。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬については、役員等の地位にある事のみによっては、支給しない。

2 理事、監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

3 評議員に対しては、定款第8条に定めるとおり報酬等を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会等への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表2に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が、職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

令和 5年12月 2日より施行する。（別表1）

令和 6年 6月22日より施行する。（別表1）

別表 第1 役員等の報酬等

(1) 理事、監事 総額 30 万円の範囲内において支給する。

	日 額 (税引き後)
理事会等会議への出席	6, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6, 0 0 0 円

(2) 評議員 総額 1 0 万円の範囲内において支給する。

	日 額 (税引き後)
定時評議員会等会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、定款で定められた事項の決議の開催時	3, 0 0 0 円

別表 第2 旅費規程

区分	日当	食卓料 (1夜に 付)	宿泊料		交通機関				その他
			県内	県外	JR (新幹線)		船舶	飛行機	
理事長	3,000	3,000	14,000	15,000	グリーン 車席	特急料金	特等	実費	
理事・ 監事	3,000	3,000	13,000	14,000	：	2時間以 上特急	：	：	
園長	3,000	3,000	12,000	13,000	：	：	：	：	
上級職員	2,400	2,400	10,800	12,000	普通席	3時間以 上特急	一等	：	空港間 等のバ ス代
一般職員	2,200	2,200	9,800	10,900	普通席	：	二等	：	空港間 等のバ ス代

(単位：円)

平成 15 年 12 月 4 日施行